

市町村一括貸出実施要項

目的

県立図書館はすべての県民をサービス対象としています。大多数の県民にとって、身近にあって利用しやすいのは市町村の図書館や図書室であり、そのサービスを支援することが当館の大切な役割の一つです。市町村を支援し読書普及活動を推進するため、この事業を行います。

内容

市町村の図書館または教育委員会担当者や、貸出を受けたい施設の職員が、県立図書館または西部読書普及センターに直接来館し、長期一括貸出を受けて利用します。ただし、直接来館が困難な遠隔地域には、宅配便等による送付（送料は原則市町村負担）も行います。

※「一括貸出」を利用する施設は、「団体利用」（100冊×3ヶ月間貸出）を利用できませんので、ご了承ください。

- <来館回数> 年度内に2回以上。原則として半年間に1回は貸出図書の入替を行ってください。
- <利用可能資料> 島根県立図書館・地域支援室または西部読書普及センター所蔵の資料（※読書会用資料、バリアフリー資料、調べ学習用資料等を除く）
- <貸出冊数>
- | | |
|----------|--------------|
| 図書館・公民館等 | 1施設1度に500冊以内 |
| 小中学校等 | 1施設1度に300冊以内 |
| 幼稚園・保育所等 | 1施設1度に150冊以内 |
- <選定場所> 島根県立図書館・地域支援室または西部読書普及センター

依頼

- <貸出の取りまとめ> 市町村の図書館または教育委員会担当者は、一括貸出を利用したい施設（図書館、公民館、小中学校、幼稚園、保育所等）の希望を取りまとめ、申込書を提出してください。後日、決定通知をお送りします。
- <図書の貸出・返却> 来館する予定日時を事前に電話等でお知らせください。利用図書の選定は、貸出を受ける施設の職員が中心となって行ってください。

備考

貸出冊数・来館日時については、調整させていただくことがありますのでご了承ください。

問合せ

島根県立図書館・地域支援係	TEL 0852 (22) 5730
西部読書普及センター	TEL 0855 (23) 6785